

**環境の維持または管理を目的として設定されている  
規約、協定、その他の取り決めに関する事項の同意書**

祇園町南側の指定の区域内へ新規転入、名義人あるいは経営者など変更しようとする場合は、本同意書を祇園町南側地区協議会に、事前かつ速やかに届け出てください。

(宛先) 祇園町南側地区協議会	(同意書届出日)           年       月       日
同意者氏名  <div style="text-align: center;">印</div>	同意者住所  電話番号
行為地	町名に○をつけてください 花見町   八坂町   花町   有楽町
土地所有者名	建物所有者名
同意事項	<p>祇園町南側地区は歴史的景観修景地区に指定され、その制度を補強する祇園町南側地区景観協定が平成11年度より祇園町南側地区協議会で締結されました。</p> <p>建築行為等に関する届出、協議、外観変更、業種変更、事業者変更、所有者変更、新規開業等の届出、屋外広告物、自動販売機の設置等は、祇園町南側地区協議会、町内会長、学校法人八坂女紅場学園に必ず届出、相談を行う。</p> <p>祇園町南側地区協議会発行の「歴史的景観を守り発展させる諸制度集」に記載されている事項すべてを厳守する。</p>
私、こと	<p style="text-align: center;">は上記同意事項に同意いたします。</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: right;">年       月       日</p>
備考	